

ベンチャーキャピタルの 投資先の連結指針公表

制度調査部
吉井 一洋

連結対象外とするための要件

【要約】

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2008年5月13日に企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」を公表した。
- 適用指針では、ベンチャーキャピタル会社が投資先を連結対象外とするための要件を定めている。
- 適用指針は、2008年10月1日以後開始する連結会計年度から適用される。ただし、2008年9月30日以前に開始する連結会計年度からの適用も可能とされている。

1. 現行の取扱い

◎日本公認会計士協会が公表している監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」では、ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しており、あるいは銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っており、支配していることや重要な影響を与えていることに該当する可能性があるときでも、下記の場合は、投資・出資先企業を連結対象、あるいは持分法の適用対象から除外することを認めている。

- i ベンチャーキャピタルの株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行なわれていないことが明らかにされたとき
- ii. 銀行等の金融機関の経営支援が債権の回収を円滑に行なうとともに営業取引関係を維持すること等によるものであり、傘下に入れる目的で行なわれていないことが明らかにされたとき

2. 適用指針の内容

◎しかし、i、iiについては、具体的にどのような場合がこれに該当するか明らかでなく、これらの規定を濫用して投資・出資先を連結対象から除外する例が見られた。今回の適用指針は、このような濫用を防止するため、どのような場合に連結対象外となりうるかを明示するものである。

◎具体的には、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合において、次の要件のすべてを満たすときには、子会社には該当しないことを明示している（注1）。なお、投資企業とは、「投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら

行う会社等」を指す。

- ①売却等により他の会社等の議決権の大部分を所有しないこと（注2）となる合理的な計画があること
- ②他の会社等との間で、営業取引として通常の取引として行なっている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと
- ③他の会社等の事業の種類は、自己の事業を単に移転したり、自己に代わって行なうものとはみなせないこと
- ④他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

（注1）ただし、他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合は除かれる。

（注2）適用指針では、「大部分を有しないこと」とは、売却等により関連会社に当たらない程度まで当該他の会社等の議決権を所有しなくなる必要があるとの考え方が示されている。

◎適用指針では、上記の場合、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要であること、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たす必要があることを示している。

◎適用指針では、関連会社の判定についても、同様の定めを置いている。

3. 適用時期等

◎適用指針は、2008年10月1日以後開始する連結会計年度から適用される。ただし、2008年9月30日以前に開始する連結会計年度から適用することも認めている。

◎適用指針により、これまでの会計処理と異なることとなる場合は「会計方針の変更」として取り扱われる。